

## 随意契約によることとした理由

### 1 件名

商店街の活性化に向けた検討支援業務

### 2 概要

令和7年度に作成した事業スキームのモデル事業の実施を支援し、その効果を検証する。

### 3 契約の相手方

#### (1) 所在地

東京都文京区本郷一丁目10番9号住友不動産水道橋壺岐坂ビル4階

#### (2) 名称

フェリカポケットマーケティング株式会社

### 4 随意契約の根拠規定

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

(物品売買等に係る随意契約ガイドライン「イ 法律文書により特定の相手方と契約の締結をすることが義務付けられているとき。」に該当)

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

### 5 随意契約の理由

本事業は、令和7年度に当該事業者へ検討を委託し、提案があった事業スキームを実証するものである。としポアプリ内に専用機能を開発すると共に、その実証に当たり商店街の実施を支援し、その実証結果に基づき、改善検討まで実施するものであることから、事業の実施は、としポアプリを運用する事業者のみが実施可能である。

また、当該事業者は、100を超える自治体で地域共通ポイントや地域通貨による地域課題の解決策を提案、提供してきた実績を持ち、豊富なノウハウを有していることから、本事業を実施する能力を十分に有していると考えられる。

以上を踏まえ、上記の者以外には、本事業を実施することは不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」及び物品売買等に係る随意契約ガイドライン3-(1)-オに該当するため、同社と随意契約しようとするものである。